

久喜都市計画生産緑地地区の変更（久喜市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第 3 号及び第 2 2 号生産緑地地区を廃止する。

理 由

生産緑地法第 1 4 条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

新 旧 対 照 表

	名 称	面 積	備 考
新	廃 止		
旧	第 3 号生産緑地地区	約 0. 1 1 h a	
新	廃 止		
旧	第 2 2 号生産緑地地区	約 0. 7 1 h a	
	以下余白		

変 更 概 要 書

名 称	変 更 の 内 容
第 3 号生産緑地地区 計画図（ 1 / 2 ）	生産緑地法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が 解除された。 地区の廃止 面積約 0. 1 1 h a を廃止する。 ※特定生産緑地地区
第 2 2 号生産緑地地区 計画図（ 2 / 2 ）	生産緑地法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が 解除された。 地区の廃止 面積約 0. 7 1 h a を廃止する。 ※特定生産緑地地区